

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(令和7年10月1日実施)

日本歯科医師会

&lt;注&gt; 下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

基 本 診 療 料	初診料	267	再診料	58	医療DX	医療DX推進体制整備加算(加算1~3:電子処方箋要件あり、加算4~6:電子処方箋要件なし) ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算種別が異なる。( ) 内はマイナ保険証の利用率。
	未届出	240	未届出	44		
	通信機器利用時	233	51			
	明細		+1	加算1(60%) +11 加算2(40%) +10 加算3(25%) +8 加算4(60%) +9 加算5(40%) +8 加算6(25%) +6	医療情報取得加算《初診時》(月1回) +1 医療情報取得加算《再診時》(3月に1回) +1	
	外安全1	+12	+2			
	外感染1	+12	+2			
	外感染2	+14	+4			
	時間外	+85	+65			
	休日	+250	+190			
	深夜	+480	+420			
	乳	+40	+10			
	乳時間外	+125	+75			
	乳休日	+290	+200			
	乳深夜	+620	+530			
	特1		+175			
	特2		+250			
	特3		+500			
	特連	+150				
	特地	+100				

## 歯科訪問診療料(1日につき)(初・再診料を含む)

		同一建物に居住する患者数				
		訪問1 (1人)	訪問2 (2~3人)	訪問3 (4~9人)	訪問4 (10~19人)	訪問5 (20人以上)
診療時間 (1人につき)	20分以上	1100 <1090>	410 <400>	310 <300>	160 <150>	95 <85>
	20分未満		287 <277>	217 <207>	96 <86>	57 <47>

※初診料注1の未届医療機関は&lt;&gt;の点数で算定する

## 歯科訪問診療料への加算

在 宅 医 療	歯科訪問診療1~5						歯科訪問診療1のみ	
	歯科訪問診療補助加算		地域医療連携体制加算	患者の状態による加算		診療時間に対する加算	在宅医療DX情報活用加算	在宅歯科医療推進加算
				特1	特2			歯科訪問診療特別対応加算
	歯援診1/歯援診2 歯援病	同一建物居住者	+50					+100
		上記以外	+115					+150
	口管強 保険医療機関	同一建物居住者	+50					+100
		上記以外	+115					
	上記以外の 歯科診療所	同一建物居住者	+30					
		上記以外	+90					

在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料  
0~9歯…400 10~19歯…500 20歯以上…600  
小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料  
…600  
【(小児) 在宅患者訪問口腔リハ共通事項】  
口管強…75 歯援診1…+145 歯援診2…+80 歯援病…+145  
(小児) 在宅歯科医療連携加算1(歯科医師からの情報提供)…+100  
(小児) 在宅歯科医療連携加算2(医師等からの情報提供)…+100  
在宅歯科医療情報連携加算(月1回)…+100

通信画像情報活用加算…+30  
訪問歯科衛生指導料(20分以上、月4回まで)  
1人…362 2人以上9人以下…326 左記以外…295  
複数名加算(患者又は家族の同意)…+150  
歯科疾患在宅療養管理料  
歯援診1…340 歯援診2…230 歯援病…340 左記以外…200  
文書提供加算…+10 在宅総合医療管理加算…+50  
在宅歯科医療連携加算1(他の歯科医師からの情報提供)…+100  
在宅歯科医療連携加算2(医師等からの情報提供)…+100  
在宅歯科医療情報連携加算(月1回)…+100

在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料  
1(他の医療機関)2(介護施設)3(障害児入所施設等)…各100  
在宅患者歯科治療時医療管理料(1日につき)…45  
在宅患者連携指導料(月1回)…900  
在宅患者緊急時等カンファレンス料(月2回)…200  
フッ化物歯面塗布処置(1口腔につき)  
在宅等療養患者(う蝕多発傾向者)…110(165)  
在宅等療養患者専門的口腔衛生処置(月1回)…130(195)  
非経口摂取患者口腔粘膜処置(月2回)…110(165)

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(2)

(令和6年6月1日実施)

日本歯科医師会

＜注＞ 下記点数のうちゴシックは所定点数、（ ）の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

検査	歯周病検査（1口腔単位）(1月以内の検査2回目以降は50/100の算定)				電気的根管長測定検査(EMR)(1根管目) ..... 30 2根管目から1根管につき ..... +15 細菌簡易培養検査(S培)(1歯1回につき) ..... 60 頸運動関連検査(1装置につき) ..... 380 〔下顎運動路描記法(MMG)、ゴシックアーチ描記法(GoA)〕の場合 〔バントグラフ描記法(Ptg)、チェックバイト検査(ChB)〕の場合				有床義歯咀嚼機能検査1(1回につき) 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合 ..... 560 咀嚼能力測定のみを行う場合 ..... 140 有床義歯咀嚼機能検査2(1回につき) 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合 ..... 550 咬合圧測定のみを行う場合 ..... 130 精密触覚機能検査(月1回) ..... 460 小児口唇閉鎖力検査(3月に1回) ..... 100 睡眠時歯科筋電図検査(一連につき) ..... 580						
	歯周基本検査(乳歯は歯数に含まない)	1～9歯	10～19歯	20歯以上	50	110	200								
	歯周精密検査(乳歯は歯数に含まない)	100	220	400											
	混合歯列期歯周病検査	80	(ブラークの付着状況及びブローピング時の出血)												
	口腔細菌定量検査1(月2回) ..... 130	2回目以降(1月以内) ..... 65													
	口腔細菌定量検査2(3月に1回) ..... 65														
	歯周病部分的再評価検査(歯周外科手術後1歯1回に限り) ..... 15														
	歯冠補綴時色調採得検査 ..... 10														
画像診断	単純撮影(I)(フィルム料含む)( )の点数は1連症状確認標準型 48(38) 咬合型 58(48) 全顎10枚法 439 小児型 47(37), 48(38) 咬合型 59(49) 全顎14枚法 451 3歳未満の乳幼児には撮影料50/100加算 3歳以上6歳未満の幼児には撮影料30/100加算	単純撮影(II)(スタタスエックス2等)(フィルム料含む) スタタスエックス2(カビネ使用)1枚 ..... 154 注) フィルムの算定については、使用フィルムと四ツ切フィルムとの面積比により算定する。				パノラマ断層撮影(フィルム料含む) 四ツ切 311 オルソパントモ型(小) 317 (大) 315 [3歳以上6歳未満(小) 372 (大) 370] 時間外緊急院内画像診断加算(1日につき)(時間外休日深夜) +110									
	フィルム料 標準型 2.9, 咬合型 4.0, 四ツ切 6.2, 小児型 2.3, 3.1, 咬合型 2.7, カビネ 3.8, オルソパントモ型(小) 12.0 (大) 10.3 6歳未満1.1倍														
	デジタル撮影 電子画像管理加算(フィルム料なし) エックス線 10 パノラマ 95 齒CT 120 その他 60 「電」 58(48) 「パ電」 402(402) 「CT電」 1170(1170) 「他電」 213(171)														
	処方料 6種以下 42 7種以上 29 (3歳未満 +3) 処方箋 6種以下 60 7種以上 32 (3歳未満 +3) 一般名処方1 10 一般名処方2 8														
投薬注射	調剤料 1回の処方につき内服・浸煎・屯服 11 外用 8 注射 静脈内 37 皮内・皮下・筋肉内 25														
	薬剤料 [内服・浸煎(1日分)、頓服(1回分)、外用(1調剤)、注射薬剤(1回分)の薬価-15円] ÷ 10円 +1点 (1点未満の端数切り上げ)														
	歯科口腔リハビリテーション料1 1 有床義歯(装着月以外、月1回) { 困難 ..... 124 上記以外 ..... 104 2 舌接触補助床(月4回) ..... 194 3 その他(口蓋補綴、頸補綴、月4回) ..... 189	歯科口腔リハビリテーション料2 ..... 54 (頸関節治療用装置装着患者、月1回に限り、施設基準) 歯科口腔リハビリテーション料3(月2回) 1 口腔機能発達不全患者 ..... 50 2 口腔機能低下患者 ..... 50				摂食機能療法(1日につき) 30分以上 ..... 185 ・治療開始から3月以内、1日単位で算定 ・治療開始から4月以上、月4回に限り 30分未満 ..... 130 ・脳卒中発症から14日以内、1日単位で算定									
リハビリ	《生活歯髄切断、抜髄及び抜髄即ち充は麻酔に使用した薬剤料は別途算定》				フッ化物歯面塗布処置(1口腔につき) う蝕多発傾向者(16歳未満、3月に1回) ..... 110 (165) 初期の根面う蝕(65歳以上、3月に1回) ..... 80 (120) エナメル質初期う蝕(3月に1回) ..... 100 (150) 歯周基本治療(浸麻の費用を含む) スケーリング(SC) $\frac{1}{3}$ 顆につき $\frac{1}{3}$ 顆を増すごと (1/3顆単位) 初回時 72 (108) +38 (+57) 2回目以降 36 (54) +19 (+29)				暫間固定(固定源となる歯は歯数に含めない) 簡単なもの ..... 230 (345) (エナメルボンドシステムの場合は200点(300点)) 困難なもの ..... 530 (795) (エナメルボンドシステムの場合は500点(750点)) 暫間固定装置修理 ..... 70 (105) 暫間固定除去(1装置につき) ..... 30 (45) 線副子(1顆につき) ..... 680 (1020)						
	歯髓保護処置(1歯につき) 歯髓温存療法 ..... 200 (300) 直PCap ..... 154 (231) 間PCap ..... 38 (57)				口腔内装置1 頸関節治療用装置 ..... 1530 (1545) 歯ぎしりに対する口腔内装置 ..... 1650 (1725)										
	象牙質レジンコーティング(1歯につき) ..... 46 (69) 早期充填処置(シーラント)(乳歯又は幼若永久歯) (1歯につき、歯面清掃、前処理、材料料を含む) 複合レジン系 ..... 145 (212) グラスアイオノマー系 { 標準型 ..... 142 (209) 自動練和型 ..... 143 (210)				歯周病定期治療(SPT) $\begin{cases} 1 \sim 9歯 ..... 200 (300) \\ 10 \sim 19歯 ..... 250 (375) \\ 20歯以上 ..... 350 (525) \end{cases}$ (3月に1回) (歯周外科手術後等の治療間隔の短縮が必要な場合は月1回可) (口管強を算定する歯科診療所において治療を開始した場合は月1回可) 口腔管理体制強化加算(月1回) ..... +120 (+180) (口管強) $\begin{cases} 1 \sim 9歯 ..... 150 (225) \\ 10 \sim 19歯 ..... 200 (300) \end{cases}$ 2根管 ..... 200 (300) 直PCap ..... 154 (231) 間PCap ..... 38 (57)				暫間固定装置2 頸関節治療用装置 ..... 830 (845) 歯ぎしりに対する口腔内装置 ..... 950 (1025)						
	除去(1歯につき) { 簡単 ..... 20 (30) 困難 ..... 48 (72) 著しく困難 ..... 80 (120)				口腔内装置3 歯ぎしりに対する口腔内装置 ..... 800 (875) 気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した 口腔内装置 ..... 680 (695)										
	根管内異物除去(1歯につき) ..... 150 (225) 手術用顕微鏡加算 ..... +400 (+600)				睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置(1装置につき) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1 ..... 3300 (3450) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2 ..... 2300 (2450)										
	歯の破折片除去(麻酔の費用は別算定) ..... 30 (45) 有床義歯床下粘膜調整処置(1顆1回につき) ..... 110 (165)				舌接觸補助床(1装置につき) 新たに製作した場合 ..... 2620 (2680) 旧義歯を用いた場合 ..... 1120 (1180)										
	う蝕薬物塗布処置 { 3歯まで ..... 46 (69) 4歯以上 ..... 56 (84)				口腔内装置調整1 ..... 120 (180) 口腔内装置調整2 ..... 120 (180) 口腔内装置調整3 ..... 220 (330)										
	知覚過敏処置(1口腔1回につき) { 3歯まで ..... 46 (69) 4歯以上 ..... 56 (84)				口腔内装置修理 ..... 234 (351)										
	生活歯髄切断(1歯につき) ..... 233 (350) 歯根完成期以前及び乳歯 ..... +42 (+63)				術後即時顎補綴装置(1顆につき) ..... 2800 (2950)										
	失活歯髄切断(1歯につき) ..... 72 (108) 口腔粘膜処置(1口腔につき) ..... 30 (45) (レーザー照射による処置を行った場合)				注) 暫間固定、線副子、口腔内装置、睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置、舌接觸補助床、術後即時顎補綴装置の点数は装着料を含む。印象採得料、装着材料料は別算定。										
処置	後出血処置 ..... 530 (795) 6歳未満 ..... 560 (840) (後出血処置は麻酔に使用した薬剤料を別途算定)				単根 234 (304) (歯髓温存療法) 後3月以内 192点減算 直PCap後1月以内 154点減算				単根 232 (316)《280》 2根 404 (544)《497》 3根以上 572 (858)《797》 Ni-Tiロータリーファイル加算 ..... +150 (+225)						
	口腔内外科後処置(1口腔1回につき) ..... 22 (33) 口腔外外科後処置(1回につき) ..... 22 (33) 口腔バイオフィルム除去処置(1口腔につき) ..... 110 (165)				感根即充(1歯につき) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数				加压根充処置(1歯につき) (補管届出医療機関のみ) エックス線による確認						
	冠形態(1歯につき) ..... 50 (75) 床義歯形態(1装置につき) ..... 750 (1125)				単根 139 (209) 2根 168 (252) 3根以上 213 (320) 手術用顕微鏡加算(3根以上) ..... +400 (+600)				Ni-Tiロータリーファイル加算 ..... +150 (+225)						
	単根 234 (304) (歯髓温存療法) 後3月以内 192点減算 直PCap後1月以内 154点減算				感根即充(1歯につき) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数				加压根充処置(1歯につき) (補管届出医療機関のみ) エックス線による確認						
	2根 426 (554) (歯髓温存療法) 直PCap後1月以内 154点減算				単根 232 (316)《280》 2根 404 (544)《497》 3根以上 572 (858)《797》 Ni-Tiロータリーファイル加算 ..... +150 (+225)										

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(令和7年9月1日実施)

## 日本歯科医師会

下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

注) CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を小白歯に対して使用した場合は、CAD/CAM冠用材料(Ⅰ)又は(Ⅱ)により算定する。  
**小児保険装置**(印象探得料は単純印象で算定、クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限る) … 600 ( 900)

(不許複製・禁轉載)

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(4)

(令和7年9月1日実施)

日本歯科医師会

&lt;注&gt; 下記点数のうちゴシックは所定点数、( )の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

ブ リ ッ ジ	ブリッジ (1装置につき)			接着冠 (材料料を含む)				ポンティック (1歯につき) (材料料を含む)										
				5歯以下 6歯以上				小臼歯 大臼歯										
	印象採得料			282 (423) 334 (501)				金パラ 1062 1002 1274										
	咬合採得料			76 (114) 150 (225)				銀合金 412 352 369										
	リテーナー			100 (150) 300 (450)														
	試適料 (前歯部に係る場合)			40 (60) 80 (120)														
	装着料			150 (225) 300 (450)														
	仮着料			40 (60) 80 (120)														
内面処理加算1 (高強度硬質レジンブリッジ) ..... +90 (+135)																		
内面処理加算2 (接着ブリッジ) (接着冠ごとに) ... { 1歯...+45 (+68) 2歯...+90 (+135)																		
注) ○5歯以下: 支台歯とポンティック数の合計が5歯以下の場合 6歯以上: 支台歯とポンティック数の合計が6歯以上の場合 ○接着ブリッジは、1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。																		
高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) (材料料を含む) ..... 4429																		
クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) (1装置につき) 『文書により情報提供を行った場合に算定』																	
				歯冠補綴物 5歯以下 6歯以上				金パラ 1062 1002 1274										
				100 330 440				銀合金 412 352 369										
	注) ○5歯以下: 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合 (高強度硬質レジンブリッジ及び接着カンチレバー含む) ○6歯以上: 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合 注) 当該補綴物の装着時に算定する。																	
	印象採得料 (1装置につき)																	
				単純印象 {簡単なもの ..... 42 (63) 困難なもの ..... 72 (108)														
	連合印象 ..... 230 (391)																	
	特殊印象 ..... 272 (462)																	
有床義歯	咬合採得料 (1装置につき)			仮床試適料 (1床につき)														
	少數歯欠損(1床1歯~8歯) ..... 57 (97)			少數歯欠損(1床1歯~8歯) ..... 40 (60)														
	多数歯欠損(1床9歯~14歯) ..... 187 (318)			多数歯欠損(1床9歯~14歯) ..... 100 (150)														
	総義歯 ..... 283 (481)			総義歯 ..... 190 (285)														
				その他(フレンジテクニックの場合) ..... 272 (408)														
	【咬合採得料、仮床試適料共通事項】			歯科技工士連携加算1 歯科技工士連携加算2														
	咬合採得料 ..... +60 (+102)			+80 (+136)														
	仮床試適料 ..... +60 (+90)			+80 (+120)														
	磁性アタッチメント (材料料を含む)			前歯・小白歯 大臼歯														
				キーパー付根面板 (キーパー代を含む) 金パラ 1344 1549				銀合金 817 829										
義歯	磁石構造体			1237 (1467)														
	鍛造鉤 (材料料を含む)			双子鉤 大臼歯 小臼・犬歯 前歯														
	14 K 2607 2169 2149 1706 1369																	
	金パラ 1376 1133 1006 906 858																	
	コバルトクロム合金 265 265 245 245 245																	
	線鉤 (材料料を含む)			双子鉤 二腕鉤 (レスト付) レストなし														
	14 K 1334 1014 -																	
	不銹鋼・特殊鋼 233 165 140																	
	コンビネーション鉤 (材料料を含む、線鉤は不銹鋼・特殊鋼)			大臼歯 小臼・犬歯 前歯														
	鍛 金 パ ラ 629 579 555																	
その他	バ - (1個につき) (材料料を含む)			298				初診時 ..... 10 再診時等 ..... 2										
	屈曲 不銹鋼・特殊鋼 ..... 2247							歯科訪問診療時 イ 同一建物居住者以外 ..... 41 口 同一建物居住者の場合 ..... 10										
	铸造 金パラ ..... 476							歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (1日につき)										
	コバルトクロム合金 ..... +62							初診時 ..... 10 再診時等 ..... 2										
	保持装置 (1個につき) ..... 111							歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) (1日につき)										